

平成30年5月28日

第7回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 平成30年5月28日(月) 午後2時30分
3. 出席委員 (農業委員8名) 市川会長 中西職務代理者 堅田委員 山口委員  
谷脇(裕)委員 山崎委員 笹岡委員 中村委員  
(推進委員7名) 青木委員 森光委員 市川(孝)委員 中平委員  
鍋島委員 谷脇(督)委員 谷本委員
4. 欠席委員 (推進委員1名) 森田委員
5. 出席職員 (事務局4名) 小野局長 国広次長  
中西係長 森光主幹
6. 議案 議案第1号 非農地証明について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  
議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. その他

開会宣言	市川会長 只今から平成 30 年第 7 回農業委員会総会を開催いたします。 早速ですが、日程第 1 農業委員会委員の議席の決定について、事務局の説明をお願いします。
開会挨拶	小野局長 本日は第 7 回の総会です。本日は森田委員さんが、家庭の事情により、欠席との連絡がありましたのでお知らせをしておきます。 須崎市農業委員会規則第 5 条第 1 項により、農業委員及び推進委員の議席はくじで定める事になっております。まずは 50 音順で、議席くじを引く順番を決める為の、くじを引いて頂きます。その決まった順番で、議席を決めるくじを引いて頂きます。
順番決定	(くじ引き)
議席決定	(くじ引き)
議 長	市川会長 先程のくじの結果を事務局から報告して頂きます。
事 務 局	小野局長 議席くじの結果を、ご報告申し上げます。 1 番 (農業委員) 山崎 厚志 様 2 番 (農業委員) 堅田 良明 様 3 番 (農業委員) 中村 哲幸 様 *新任* 4 番 (推進委員) 青木 進 様 5 番 (農業委員) 山口 研 様 6 番 (推進委員) 森田 直子 様 7 番 (推進委員) 谷脇 督央 様 *新任* 8 番 (推進委員) 森光 博 様 9 番 (推進委員) 鍋島 雄一郎 様 *新任* 10 番 (推進委員) 中平 耕三 様 11 番 (推進委員) 谷本 清久 様 *新任* 12 番 (農業委員) 笹岡 准一 様 13 番 (農業委員) 谷脇 裕二 様 14 番 (農業委員) 中西 修 様 ◎会長職務代理者 15 番 (推進委員) 市川 孝夫 様 16 番 (農業委員) 市川 雅彦 様 ◎会長 以上です。

議 長	市川会長 ただいま事務局から報告の通り、議席が決定しましたので、議席番号順にお席の移動をお願いいたします。 (席移動)
事 務 局	小野局長 それでは、新しい制度が始まりまして初めての総会、そして新任の方もいらっしゃいますので、事務局より自己紹介をさせていただきます。 (事務局自己紹介：小野局長・国広次長・中西係長・盛光主幹) 新任の委員の皆様含め全員自己紹介をお願いしたいと思います。 (新任委員：谷本委員・谷脇(督)委員・中村委員・鍋島委員) 他農業委員・推進委員
議 長	市川会長 続きまして、日程第 2 議事録署名人の選任について、議長の方で指名したいと思います。すが、ご異議ございませんでしょうか。  (異議無し) 多数。
議事録署名	市川会長 本日の議事録署名人は 1 番山崎委員さん、2 番堅田委員さんを指名させていただきます。よろしくお願い致します。  (異議無し) 多数。
議 長	市川会長 続きまして、日程第 3 の議事に移りたいと思います。第 1 号議案非農地証明について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
議案説明	小野局長 議案第 1 号非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 5 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。  記  (1)申請者 住所 ○○○○○○○○○番地○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件

	<p>(2)申請受理面積 田 64 m<sup>2</sup> 合計 64 m<sup>2</sup></p> <p>番号1 申請人 地区 ○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○番地○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市桑田山乙字小濱谷 585 番 8</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 64 m<sup>2</sup></p> <p>事由 申請地は昭和 54 年月日不詳頃より○○○○○○○○の敷地の一部として、駐車場や材料置場として利用されている事により非農地化している。</p> <p>確認委員 岡崎 明</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>確認委員の岡崎委員は、ご退任されておりますので、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>小野局長</p> <p>4 月 27 日付で岡崎前委員から非農地証明のご確認を頂いております。事務局の方でも現地確認致しました所、相当期間、工場の資材置き場や駐車場として利用していたと思われれます。現在も農地として耕作出来る状況ではなく、非農地である事を確認いたしました。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>この件について、何か質問はございませんでしょうか。</p> <p>無い様でございましたら、ご意見ございませんか。</p>
意 見	<p>14 番 中西委員</p> <p>前委員さんと事務局が確認して問題無い様ですので、原案を承認したいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>原案承認と言う事で問題無しと言われましたが、これにご異議ございませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議無し）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規程による許可申請の審議について、を議題と致します。事務局の方からお願いします。</p>

<p>議案説明</p>	<p>小野局長</p> <p>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 5 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○番地○  氏名及び件数 ○○ ○○ 他 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 4,175 m<sup>2</sup> 合計 4,175 m<sup>2</sup></p> <p>番号 1 申請人 貸人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地  ○○ ○○  借人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地○  ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市吾井郷字西ノ沢乙 2557 番  土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1,482 m<sup>2</sup>  土地の所在地 須崎市吾井郷字天神ノ芝甲 1361 番  土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 655 m<sup>2</sup>  土地の所在地 須崎市吾井郷字天神ノ芝甲 1362 番  土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 668 m<sup>2</sup>  事由 使用貸借権の設定 耕作面積 ○.○ a 稼動力 ○/○</p> <p>番号 2 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地  ○○ ○○  譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地○  ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市吾井郷字天神ノ芝甲 1334 番  土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 856 m<sup>2</sup>  土地の所在地 須崎市吾井郷字天神ノ芝甲 1335 番  土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 514 m<sup>2</sup>  事由 売買 耕作面積 ○.○ a 稼動力 ○/○</p> <p>以上です。</p>
<p>補足説明</p>	<p>国広次長</p> <p>それでは補足説明をします。全ての申請について、法定の添付書類は整っております。  番号 1 番について、貸人から借人へ、親子間により農地○筆の使用貸借権の設定がされ</p>

	<p>るものです。借人の耕作面積は許可後、次の番号 2 の所有権の移転の譲受人と同じですので合わせて 41.75 a になり、許可後も、対象地において、水稻栽培を行うとのことです。番号 2 番については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地○筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は番号 1 の借人と同じですので、許可後、番号 1 と合わせて 41.75 a になり、許可後も、対象地において、同様に水稻栽培を行うとのことです。それでは、全ての申請について、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>第 1 号 全部効率利用。借人、譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号 農業生産法人以外の法人、第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号 農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号 の下限面積は、現在の自作地はありませんが、許可になれば 30 a を超えます。</p> <p>第 6 号 転貸(てんがし)にも該当しません。</p> <p>第 7 号 地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、すべての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われま。以上です。</p>
議 長	市川会長 関係委員さんのご意見をお願いします。
意 見	2 番堅田委員（農業委員） 問題ないと思います。
議 長	市川会長 この件について、何かご質問はございませんでしょうか。 無いようでしたら、ご意見がありましたらお願いします。
意 見	14 番 中西委員（農業委員） 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について意見を述べさせていただきます。申請者の○○○○さん他 1 件ですが、いずれも問題ないということですので、許可を与えたいと思います。
審 議	市川会長 問題ないようですので、許可を与えるということで、これにご異議ございませんしよ

<p>採 決</p> <p>議 長</p> <p>議案説明</p> <p>議 長</p>	<p>うか。</p> <p>農業委員（異議なし）多数。</p> <p>市川会長        ご異議がないようでございますので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、別に問題ないとの事ですので、原案どおり許可を与えることと決定致します。ありがとうございました。</p> <p>次に、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について、を議題と致します。事務局の方からお願いします。</p> <p>小野局長        議案 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 4 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 5 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○番地○        氏名及び件数 ○○ ○○ 他 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 15.75 m<sup>2</sup> 畑 27.50 m<sup>2</sup> 計 43.25 m<sup>2</sup></p> <p>番号 1 申請人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地○        ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市吾井郷字田中乙 2654 番        土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1,188 m<sup>2</sup>の内 15.75 m<sup>2</sup>        種別 1 事由 納骨堂新設</p> <p>番号 2 申請人 地区 ○○○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地○        ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字宇加石甲 1372 番 1        土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 333 m<sup>2</sup>の内 27.50 m<sup>2</sup>        種別 2 事由 納骨堂新設</p> <p>以上です。</p> <p>市川会長        それでは補足説明をお願い致します。</p>
--	--



<p>補足説明</p>	<p>小野局長</p> <p>申請人番号 1〇〇〇〇さんの件です。農地の区分と転用目的ですけれども、申請地につきましては〇〇〇地区の〇〇集落〇戸になりまして、特定土地改良事業施工後 8 年を経過した第 1 種農地と判断をしております。周辺の地域において、居住する者の日常生活に必要な施設である墓地と言う事で、集落に接続して接地されるものでありまして、ほかに借りる土地、代替すべき土地では無くやむを得ないという風に認められます。農振農用地区区域からの除外に付きましては平成 30 年 4 月 17 日付けで決定しております。資力及び信用ですけれども、納骨堂の設置費〇〇〇万円を親族から借り入れての建設計画です。問題は特に認められないと言う風に考えております。申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性ですけれども、確実性に付きましては、特に問題はないと言う風に思います。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込ですが墓地埋葬法による許可申請済みでありまして、同日付けで申請をしております、問題は特に無いと考えております。計画面積の妥当性ですけれども、納骨堂の所有面積 15.75 m<sup>2</sup>は墓地建築に必要な面積と認められます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですけれども、雨水が申請地の南側に側溝があり、そちらに側溝する事に、管理者である市も了解済み。更に隣接農地の同意も得ておりまして支障はないものと考えております。</p> <p>申請人番号 2〇〇〇〇さんの件です。農地の区分と転用目的ですが、申請地に付きましては多ノ郷甲、〇〇〇〇集落〇戸になりまして、周辺に駅等もなく、甲種・第 1 種・第 3 種のいずれの要件にも該当しないその為の農地と判断されるものでありまして、他に代替すべき土地は無くやむを得ないという風に認められます。資力及び信用ですが、納骨堂接地費〇〇〇万円は自己資金で整備する建設計画となっております。特に問題は無いと認められます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、特に問題ないと思います。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込ですが墓地埋葬法による許可申請済みであり、同日付けで環境保全課には申請をしております特に問題は無いと思われれます。計画面積の妥当性ですが、納骨堂の所有面積 27.50 m<sup>2</sup>は墓地建築に必要な面積と考えております。農地に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は自己所有地への自然浸透としており、隣接の農地の同意を得ておりまして、支障はないものと考えています。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長</p> <p>関係委員のご意見をお願い致します。</p>
<p>意 見</p>	<p>2 番堅田委員（農業委員）</p> <p>〇〇地区の方ですが、谷脇（督）委員と岡崎前委員とで現地確認しました。特に問題ないと思いますので、許可を与えたいと思います。</p>

	<p>15 番市川委員（推進委員）</p> <p>〇〇〇〇地区の方ですが、現地確認しましたが、特に問題はありません。許可を与えたいと思います。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>この件について何かご質問はありませんか。なければ、どなたか意見ををお願いします。</p>
意 見	<p>8 番 森光委員（推進委員）</p> <p>議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について意見を申し上げたいと思います。今回は〇〇〇〇さん他 1 件でございますが、先ほど審議いたしました結果、別に問題もありませんので、至当の意見を付け進達を諮りたいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>別に問題もないということでございますので、1 番・2 番は至当の意見を付けて進達するという事で、ご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようでございますので、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議についてでございますが、至当の意見を付して進達する事と決定致します。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局よりお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長</p> <p>議案 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 5 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇  氏名及び件数 〇〇 〇〇 他 3 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 871 m<sup>2</sup> 計 871 m<sup>2</sup></p>

	<p>番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地○ ○○ ○○  譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地○ ○○ ○○  土地の所在地 須崎市下郷字大谷 359 番 3  土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 128 m<sup>2</sup>  種別 2 事由 農家住宅建築</p> <p>番号 2 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地 ○○ ○○  譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地○ ○○ ○○  土地の所在地 須崎市下郷字大谷 359 番 8  土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 102 m<sup>2</sup>  種別 2 事由 農家住宅建築</p> <p>番号 3 申請人 譲渡人 地区 ○○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地  ○○ ○○  譲受人 地区 ○○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地  ○○○○株式会社  代表取締役 ○○ ○○  土地の所在地 須崎市押岡字中島 160 番 7  土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 430 m<sup>2</sup>  種別 2 事由 駐車場</p> <p>番号 4 申請人 譲渡人 地区 ○○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地○  ○○ ○○  譲受人 地区 ○○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地  ○○○○株式会社  代表取締役 ○○ ○○  土地の所在地 須崎市押岡字中島 160 番 5  土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 211 m<sup>2</sup>  種別 2 事由 駐車場</p>
議 長	市川会長 補足説明をお願いします。
補足説明	小野局長 番号 1・2 はご覧のように、○筆にまたがって住宅を建築するという案件です。同時に ご説明いたします。先ず 1 番ですが、譲渡人○○○○様、譲受人○○○○様について農

地の区分と転用目的、申請地は〇〇地区〇〇集落〇戸にありまして、農振農用地ですけれども、平成 30 年 4 月 17 日に除外決定されている事を確認致しております。周辺に駅等はなく、農地の区分は甲種・第 1 種・第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の 2 種農地と判断されると思います。転用の目的は、実家近くに父親と近所の農地、合計 2 筆を譲り受けて住宅を建築するもので他に代替すべき土地はなく農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。資力及び信用ですが、住宅建設費〇〇万円を金融機関からの融資を受けての計画で、特に問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は許可日から平成 30 年 12 月 25 日となっており、確実性には特に問題はないものと考えられます。計画面積の妥当性につきましては、所要面積 128 m<sup>2</sup>は土地利用計画図等より、必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は敷地内に側溝を設置、生活排水については、合併浄化槽で処理した後、道路（私道）側溝へ排水。南側農地への対策としては、コンクリート塀及び柵を設置するなど、排水等による農地への影響はないものと考えます。譲渡人の〇〇〇〇様、譲受人〇〇〇〇様の件ですが、計画面積の妥当性は所要面積 102 m<sup>2</sup>は土地利用計画図等より、必要な面積と考えられます。その他は〇〇〇〇様の内容と全て同等となります。

番号 3・4 に付きまして、隣接した土地であり同時にご説明申し上げます。〇〇〇〇〇〇〇〇の前にある〇〇〇〇様が津波被害の避難の為、高台に移転する案件です。事務所・駐車場・給油所・進入路を整備するにあたり、〇筆の農地を転用し、一体的に利用しようとする案件であり、その内 3 番は譲渡人〇〇〇〇様の件です。農地の区分と転用目的ですが、申請地は〇〇地区〇〇〇集落〇〇戸にあり、農振農用地ではありません。また周辺に駅等もなく農地の区分は、甲種・第 1 種・第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地であり、第 2 種農地と判断されるかと考えております。転用の目的は事務所移転に伴い、申請地は新たに駐車場を整備しようとするもので、他に代替すべき土地ではなく、農地の区分と転用目的は、問題ないものと考えます。資力及び信用につきましては、土地取得費〇〇万円、造成費〇〇〇万円、建物等建築費〇〇万円、合計〇〇〇万円、〇〇〇万円は金融機関からの融資、〇〇万円は自己資金での整備計画であり、特に問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は許可日から平成 32 年 8 月 31 日までとなっており、確実性には特に問題ないものと考えます。計画面積の妥当性については、転用面積 430 m<sup>2</sup>は事業計画、土地利用計画によりまして必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、山林からの雨水は、敷地周囲と進入路に排水路を設置し、駐車場に貯留する雨水については、調整池で貯水し、県道の側溝に排水する計画を練っております。汚水につきましては合併浄化槽で処理を行います。周辺農地の同意も得ておりますので、支障はないものと考えます。隣接した地域ですので番号 4 譲渡人〇〇〇〇様の件です。計画面積の妥当性は、転用面積 211 m<sup>2</sup>は事業計画、土地利用計画により必要な面積と考えられます。その他に付きま

	<p>しては番号 3 と同様となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長 その他、関係委員の意見ををお願いします。</p>
<p>意 見</p>	<p>12 番笹岡委員（農業委員） 今月 24 日に推進委員の鍋島委員と二人で、〇〇〇〇さんの件、一緒に見てきましたが、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長 ありがとうございました。この件について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。</p>
<p>意 見</p>	<p>12 番笹岡委員（農業委員） 議案 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について。〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇他 3 件審議を致しました所、いずれも問題ないと言う事ですので、至当の意見を付して進達したいと思えます。</p>
<p>審 議</p>	<p>市川会長 別に問題無しと言う事ですが、他にご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>採 決</p>	<p>農業委員（異議無し）多数。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長 異議がないと言う事でございますので、至当の意見を付して進達する事といたします。ありがとうございました。 続きまして、議案第 5 号農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議案説明</p>	<p>小野局長 議案第 5 号農用地利用集積計画について（諮問）、上記の事について、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 5 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。記別冊の通り。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長 それでは補足説明をお願いします。</p>

補足説明①	<p>盛光主幹</p> <p>それでは別冊についてご説明致します。農用地利用集積計画書（案）平成 30 年度第 2 号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成 30 年 5 月 28 日須崎市長楠瀬耕作。</p> <p>次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。</p> <p>整理番号 30-3</p> <p>利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○○○番地○ ○○ ○○</p> <p>農作業従事日数 300 日</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>経営耕地面積</td> <td>農地</td> <td>0 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">利用権設定等面積</td> <td>農地</td> <td>839 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>793 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>928 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計農地面積</td> <td>2,560 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>農作業従事者 農業専従者 ○名 (内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)</p> <p>利用権設定等申出書</p> <p>利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日</p> <p>利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日</p> <p>聴取確認欄</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.通作距離 1～10 km</li> <li>2.権利の種類 賃借権設定（通年）</li> <li>3.借受人の分類 個人 その他</li> <li>4.貸付人の分類 個人</li> <li>5.中核農家の該当の有無 有</li> <li>6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望</li> <li>7.経営規模 借人 不耕作 貸人 0.3～0.5ha</li> <li>8.経営改善計画の認定の有無 無</li> </ol> <p>利用権を設定する土地 所在 吾井郷字下村乙 1520 番 現況地目 田 面積 839 m<sup>2</sup></p> <p>所在 吾井郷字下村乙 1521 番 現況地目 田 面積 793 m<sup>2</sup></p> <p>所在 吾井郷字下村乙 1522 番 現況地目 田 面積 928 m<sup>2</sup></p> <p style="text-align: right;">(合計面積 2,560 m<sup>2</sup>)</p>	経営耕地面積	農地	0 m <sup>2</sup>	利用権設定等面積	農地	839 m <sup>2</sup>	農地	793 m <sup>2</sup>	農地	928 m <sup>2</sup>	合計農地面積		2,560 m <sup>2</sup>
経営耕地面積	農地	0 m <sup>2</sup>												
利用権設定等面積	農地	839 m <sup>2</sup>												
	農地	793 m <sup>2</sup>												
	農地	928 m <sup>2</sup>												
合計農地面積		2,560 m <sup>2</sup>												

	<p>設定する利用権 内容 シシトウ  期間 平成 30 年 6 月 1 日～平成 45 年 5 月 31 日 15 年間  借賃 ○○○○○○  借賃の支払方法 ○○○○○○  利用権の種類 ○○○ 当事者間の法律関係 ○○○</p> <p>以上です。</p>
補足説明②	<p>盛光主幹</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号 30-3 ですが、借受人の主たる経営作物はシシトウで、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第 2 号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第 2 号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第 3 号の要件は 18 条第 2 項第 6 号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません、第 4 号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第 4 号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請 1 件について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>以上説明がございましたが、この件について、何かご質問はございませんでしょうか。別に無い様でしたら、どなたかご意見を願います。問題もない様でございますので、この件については承認をする事にご異議ございませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議無し）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>特に問題もない様ですので、議案第 5 号農用地利用集積計画について（諮問）、承認をする事とし、答申を諮りたいと思います</p>

閉会宣言	<p>市川会長</p> <p>その他の件で何かございませんか。無いようでしたら、以上で第 7 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 5 時 5 分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">1 番</p> <p style="text-align: center;">2 番</p>
------	--



